

困ったなあに答えます!

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

交通事故で息子を亡くしました。
裁判の被害者参加とは何ですか。

亡くなつた息子のことでの相談です。

昨年、大学生の息子を交通事故で亡くしました。友達と飲んでの帰り、家までの通りのない道をほろ酔い加減で歩いていたところに車が突っ込み、息子は全身を打って転倒しました。車はそのまま逃走。警察が必死で捜査してくれ、半年後に運転者は逮捕されました。ひき逃げと自動車運転過失致死容疑です。よほど質の悪い男に違いないと思ったら、見た目は普通の若い会社員で、息子と変わらないのにびっくりしました。

飲酒運転がばれれば会社を首になるからと、とつさに逃げてしまふことになります。

まつたということですが、すぐに救助されていれば少なくとも命は助かつたと医者に言われました。それでも、息子は永久に戻つてきません。悲しいという気持ちすら起ころう、なんとなく毎日がただ過ぎていきます。

その男の裁判が近くあるとの通知が来ました。被害者参加というのができる、ついでに損害賠償がただ過ぎていきます。

何しろ初めてのことなので、何も分からず、よろしくお願ひします。警察で教えてもらつた法テラスという所に電話をしましたが、資産が一定以上ある場合はそこでは頼めないとのこと。先生は犯罪被害者のことにお詳しいと聞きましたので、伺いました。

もしからず、よろしくお願ひします。



慰めようのないほど、おつらい目に遭われましたね。

事故を起こした場合、直ちに110番・119番をするのはいわば運転者の常識なので、あえてそうせずに逃走するのは大体、飲酒運転か無免許運転と言つていいでしょう。飲酒の場合は何時間か過ごして酒気が消えるのを待つて出頭してくることもあります。その男はずつと自分の犯した現実から逃げていたのですね。許せないのは当然のことと思います。

さて、ここ数年刑事司法が大きく変わった点が2つあります。

一つは裁判員裁判、もう一つが犯罪被害者の地位の向上です。そもそも刑事訴訟法という法律は、歴史的に見てどの国でも、弱い被疑者・被告人を強大な国家権力からいかに守るかに主眼を置いて作られていますので、被害者は当事者ではなく、証拠の扱いでしかありませんでした。それが、奥様を逆恨みの男に殺害された岡村勲弁護士らの粘り強い活動の成果によつて、大きく発展しました。

まずは公判廷での被害者参加です。席は検察官の隣で、弁護士と一緒に出席でよいのです。生命・身体への犯罪の場合、被害者または遺族が、情状証人に反対尋問をしたり被告人に直接質問をしたりする権利です。その上で検察官同様、最終意見陳述をし、求刑もできます。検察官は量刑基準に縛られた求刑しかしませんが、被害者遺族として真に望む求刑をしてよいのです。もちろん裁判官（本件の場合は裁判員裁判ではありません）がどう